

(様式1号)

既存補強コンクリートブロック塀等に対する報告書

年 月 日

明石市建築主事 様

既存ブロック塀または石塀の点検結果について、次のとおり報告します。

なお、この点検により問題のあった項目については、早期に改善等の措置を行います。

申請者(氏名) _____

設計者(氏名) _____

(登録番号) _____ 建築士 第 _____ 号

1 補強コンクリートブロック造

チェック項目	安全基準	判定
①高さ	低い方の地盤面から2.2m以下	・適合・不適合・不適格
②厚さ	高さ2m以下10cm以上 2m超15cm以上	・適合・不適合・不適格
③基礎	高さ35cm以上、かつ根入れ深さ30cm以上	・適合・不適合・不適格
④控え壁	高さの1/5以上突出し、かつ@3.4m以下	・適合・不適合・不適格
⑤鉄筋	縦横@80cm以下、かつφ9mm以上	・適合・不適合・不適格
⑥傾き	道路側への傾きは要改善	・要改善 ・なし
⑦ひび割れ・破損	鉄筋部分や基礎に達するひび割れは要改善	・要改善 ・なし
⑧経年老朽化	20年以上経過しているものは要改善	・要改善 ・なし
⑨擁壁への代用	ブロック部分で土圧を受ける場合は要改善	・要改善 ・なし
⑩笠木の劣化	ひび割れ・破損があれば要改善	・要改善 ・なし
備考(設計者の考察等)		

2 組積造(石塀)

チェック項目	安全基準	判定
①高さ	低い方の地盤面から1.2m以下	・適合・不適合・不適格
②厚さ	高さの1/10以上	・適合・不適合・不適格
③基礎	根入れ深さ20cm以上	・適合・不適合・不適格
④控え壁	壁厚の1.5倍以上突出し、かつ@4m以下	・適合・不適合・不適格
⑤傾き	道路側へ傾きがある場合は要改善	・要改善 ・なし
⑥ひび割れ・破損	基礎に達するひび割れは要改善	・要改善 ・なし
⑦経年老朽化	石の表面が変色・風化しているものは要改善	・要改善 ・なし
備考(設計者の考察等)		

※注意事項

- 1 不適合と判定されたものは、工事完了検査時までには是正すること。
- 2 既存不適合が適用されるのは、法以前（昭和46年以前）に設置され、かつ検査済証が交付されている場合に限る。なお、既存不適合や要改善と判定された場合であっても早期改善に努めること。